

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市部設置条例の一部改正
(企画政策課) 3

—— 告 示 ——

- 亀岡市在宅ねたきり老人等介護用品支給事業実施要綱の一部改正
(高齢福祉課) 4
- 亀岡市まちづくり協働推進委員会設置要綱の一部改正 (市民協働課) 4
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 5
- 地縁団体の認可 (自治防災課) 5
- 亀岡市議会臨時会の招集 (総務課) 6
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 6
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 6
- 放置自転車の撤去、保管
(桂川・広域交通課) 7
- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 8

—— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)の執行
(執行管理課) 8
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 11
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 12
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更をした計画書の縦覧 (農政課) 12

- 一般競争入札(条件付き)の執行
(執行管理課) 12

—— 任免及び辞令 ——

監査委員欄

—— 公 表 ——

- 定期監査及び行政監査の結果について 17
- 定期監査及び行政監査の結果について 23

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧 29
- 市の投票区を定める告示の一部改正 30
- 定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 31

上下水道部欄

—— 規 程 ——

- 亀岡市上水道事業給水条例施行規程の一部改正 31
- 亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正 32

—— 告 示 ——

- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 33

—— 公 告 ——

○公共下水道事業計画の変更案の縦覧

34

公布された条例のあらまし

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例要綱

- 1 セーフコミュニティの推進による安全・安心のまちづくりや、公共交通政策、総合的土地活用政策、その他特命事項を推進するため、市長直轄組織として政策推進室を設置することとした。
- 2 地域課題や住民ニーズに対応する組織の確立を基本に、市民との協働によるまちづくりをさらに推進するため、部及び分掌事務の一部について、再編整備を行うこととした。
- 3 関係する条例について、所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

条 例

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年2月17日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第1号

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例

亀岡市部設置条例（平成12年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次の市長直轄組織及び部」を「市長直轄組織として政策推進室並びに部として企画管理部、生涯学習部、総務部、環境市民部、健康福祉部、産業観光部及びまちづくり推進部」に改め、

「市長直轄組織

資産活用プロジェクト

企画管理部

生涯学習部

総務部

環境市民部

健康福祉部

経済部

まちづくり推進部」を削る。

第2条中

「資産活用プロジェクト

市有財産の総合的土地活用政策に関する

こと。」

を

「政策推進室

(1) 公共交通政策及び交通安全対策（交通安全対策施設を除く。）に関すること。

(2) 市有財産の総合的土地活用政策に関すること。

(3) 特命事項に関すること。

(4) セーフコミュニティに関すること。

(5) 安全・安心のまちづくりに関すること。」

に改める。

第2条企画管理部の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条総務部の項第4号を次のように改める。

(4) 文書及び統計に関すること。

第2条総務部の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 情報化の推進及び行政情報システムに関すること。

第2条中「経済部」を「産業観光部」に改める。

第2条まちづくり推進部の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 交通安全対策施設及び駐輪対策に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(亀岡市総合農政計画審議会条例の一部改正)

2 亀岡市総合農政計画審議会条例（昭和46年亀岡市条例第21号）の一部を次のように

改正する。

第8条中「経済部」を「産業観光部」に改める。

(亀岡市交通安全対策会議条例の一部改正)

3 亀岡市交通安全対策会議条例(昭和47年亀岡市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「まちづくり推進部」を「政策推進室」に改める。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第9号

亀岡市在宅ねたきり老人等介護用品支給事業実施要綱(平成13年亀岡市告示第39号)の一部を次のように改正する。

平成24年2月1日

亀岡市長 栗山正隆

第2条中「、又は」を「又は」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、該当者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する場合を除く。

別記第1号様式中「亀岡市福祉事務所長 様」を「(宛先) 亀岡市福祉事務所長」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第10号

亀岡市まちづくり協働推進委員会設置要綱(平成20年亀岡市告示第95号)の一部を次のように改正する。

平成24年2月1日

亀岡市長 栗山正隆

第7条第2項中「5人以内」を「7人以内」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第11号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年2月2日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1913-11018

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成23年4月1日

3 無効になる日

平成24年2月2日

「揭示済」

亀岡市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可を行ったので、同法第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年2月7日

亀岡市長 栗山正隆

認可を行った地縁による団体

1 名 称 馬路町北区

2 規約に定める目的

以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の扶助と融和、親睦を図り、環境保全及び防災意識を高めるとともに、福祉の増進と地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

- 1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- 2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- 3) 集会施設等の維持管理
- 4) 防災対策、福祉活動
- 5) その他目的達成に必要な事業

3 区 域

亀岡市馬路町大橋、這下、時ノ下、壁木、梅原、六反田、野堀、上脇田、溝ノ上の全域並びに釣走田1番地、長宮1番地から31番地、市場1番地から19番地、27番地1から63番地1、久保寺37番地1から37番地3、秋吉15番地から21番地5、流川15番地1から23番地3及び下脇田100番地の区域

4 主たる事務所

亀岡市馬路町大橋2番地

5 代表者の氏名及び住所

氏 名 人見 肇夫
住 所 省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 規約に定める解散の事由

地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 平成24年2月7日

「揭示済」

亀岡市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成24年2月16日下記の事件につき、亀岡市議会臨時会を亀岡市議場に招集する。

平成24年2月9日

亀岡市長 栗山正隆

記

付議事件

- 1 亀岡市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 財産の処分について

「揭示済」

亀岡市告示第14号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年2月16日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0101-21042

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成23年7月4日

3 無効になる日

平成24年2月16日

「揭示済」

亀岡市告示第15号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年2月17日

亀岡市長 栗山正隆

記

1 亀1112-41043

- (1) 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- (2) 交付した日
 平成23年4月1日
- (3) 無効になる日
 平成24年2月17日

2 亀1902-31090

- (1) 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- (2) 交付した日
 平成23年4月1日
- (3) 無効になる日
 平成24年2月17日

3 亀1902-41023

- (1) 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- (2) 交付した日
 平成23年4月1日
- (3) 無効になる日
 平成24年2月17日

「掲示済」

亀岡市告示第16号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成24年2月21日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 撤去した理由
 亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 撤去した区域
 JR亀岡駅前自転車放置禁止区域
 JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
 JR並河駅前自転車放置禁止区域
 JR千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時
 平成24年2月21日（火）
 午後1時00分～午後3時30分
- 4 撤去し、保管した台数 27台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間
 月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。
- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。
- 9 引取りのない場合の措置
 保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

※ 連絡先

まちづくり推進部 桂川・広域交通課
電話 (25) 5083

「揭示済」

亀岡市告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成24年3月2日
亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成24年2月24日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第5号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、
次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システム
による電子入札対象案件である。

平成24年2月8日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

管第23-15号 亀岡市公共下水道事業
犬飼枝線その6布設工事

(2) 工事場所 亀岡市曾我部町犬飼地内

(3) 工事種別 土木工事

(4) 工事概要

工事延長 L=961.60m

管布設工

VUΦ200 管路延長 40.70m 昼間施工

管渠延長 38.60m 昼間施工

VUΦ200 管路延長600.50m 夜間施工

管渠延長584.30m 夜間施工

HIVPΦ75 管路延長194.43m 昼間施工

HIVPΦ75 管路延長 56.77m 夜間施工

DCIPΦ75 管路延長 14.80m 昼間施工

WEETAΦ75管路延長 54.40m 昼間施工

人孔設置工

1号組立人孔 4箇所 昼間施工

1号組立人孔 14箇所 夜間施工

レジンマンホール 1箇所 昼間施工

レジンマンホール 14箇所 夜間施工

汚水柵設置工

塩ビ汚水柵 8箇所 昼間施工

- 取付管工 8箇所 昼間施工
付帯工 1式 昼夜間施工
- (5) 予定価格 61,627,650円
(入札書比較金額 58,693,000円)
- (6) 工期 契約日の翌日から平成24年3月31日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)
- (9) 中間前払金
請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む)で前金払をしている工事については、中間前払金(請負金額の20%以内)が請求できる。ただし、中間前払金の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる(保証事業会社の保証が必要)。
- (10) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

- (1) 平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。
また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事(土木工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成23年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また承認をうけてから開

札日までの間に、他の土木工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
(2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円(建築一式は4,500万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成24年2月8日(水) 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成24年2月8日(水) 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成24年2月10日(金) 午前9時から午後5時まで 平成24年2月13日(月) 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成24年2月14日(火) 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成24年2月9日(木) 正午まで 設計図書に関する質問 平成24年2月16日(木) 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成24年2月17日(金)	共通事項5のとおり
入札期間	平成24年2月24日(金) 午前9時から午後5時まで 平成24年2月27日(月) 午前9時から午前11時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成24年2月27日(月) 午後1時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第6号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成24年2月9日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 捕獲日時 平成24年2月7日
午後3時30分
- 2 捕獲場所 亀岡市余部町天神又地内
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 淡茶
- 5 性別 雄
- 6 体格 中
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 赤色首輪

(注意) 公告期間満了の日の翌日（平成24年2月12日）までに引取りのないときは処分されます。

(連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第7号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成24年2月15日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 捕獲日時 平成24年2月11日
午前11時00分頃
- 2 捕獲場所 亀岡市篠町山本地内
- 3 種類 柴犬
- 4 毛色 茶
- 5 性別 雌
- 6 体格 中
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成24年2月18日）までに引取りのないときは処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第8号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第9条の規定に該当する軽微な変更をしたので、同法（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成24年2月22日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間
平成24年2月22日以後、常時備え置くこととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市経済部農政課

「揭示済」

亀岡市公告第9号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成24年2月22日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

管第23-17号 亀岡市公共下水道事業
佐伯枝線その8布設工事

(2) 工事場所 亀岡市稗田野町佐伯地内外

(3) 工事種別 土木工事

(4) 工事概要

工事延長 L=533.00m

(昼間)

管布設工

VUΦ200	管路延長	533.00m
	管渠延長	521.30m

人孔設置工

1号組立人孔	8箇所
--------	-----

レジン人孔	14箇所
-------	------

汚水柵設置工	塩ビ汚水柵	8箇所
--------	-------	-----

取付管工	8箇所
------	-----

付帯工	1式
-----	----

(5) 予定価格 56,522,550円

(入札書比較金額 53,831,000円)

(6) 工期 契約日の翌日から平成24年3月31日まで

(7) 部分払 無

(8) 前金払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)

(9) 中間前払金

請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む)で前金払をしている工事については、中間前金払(請負金額の20%以内)が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる(保証事業会社の保証が必要)。

(10) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

(1) 平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。

また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事(土木工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成23年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また承認をうけてから開札日までの間に、他の土木工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)

(2) 配置予定技術者調書(別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円(建築一式は4,500万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重

複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成24年2月22日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成24年2月22日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成24年2月24日（金） 午前9時から午後5時まで 平成24年2月27日（月） 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成24年2月28日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成24年2月23日（木） 正午まで 設計図書に関する質問 平成24年3月2日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成24年3月5日（月）	共通事項5のとおり
入札期間	平成24年3月9日（金） 午前9時から午後5時まで 平成24年3月12日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成24年3月13日（火） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

俣野 ちづる
木曾 成子
宮本 千恵子
中村 功
蔭山 彰子
金子 義雄
調 幸治
飯野 茂
仕合 邦雄
齋藤 順子
苗村 活代
山本 由美子
中澤 基行
立花 武子
眞継 進吾
大八木 一彰

(各 通)

亀岡市国民健康保険運営協議会委員に委嘱します

平成24年2月1日

石野 善司
西村 克己
西口 純生

(各 通)

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

(各 通)

石野 善司
西村 克己
西口 純生

亀岡市国民保護協議会委員の任命を解きます

平成24年2月15日

木曾 利廣
堤 松男
菱田 光紀

(各 通)

亀岡市防災会議委員に委嘱します

任期は平成24年5月31日までとします

(各 通) 木 曾 利 廣
堤 松 男
菱 田 光 紀

亀岡市国民保護協議会委員に任命します
任期は平成24年8月10日までとします
平成24年2月16日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第3号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年2月28日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄

亀岡市監査委員 藤本 弘

1 定期監査の結果について

- (1) 監査の期間 平成23年12月9日～平成24年2月13日
- (2) 監査対象部局等 総務部（総務課、自治防災課、財政課、税務課）
選挙管理委員会事務局
公平委員会事務局
監査委員事務局
- (3) 監査の対象 監査対象課等にかかる平成23年度の財務に関する事務の執行について
- (4) 監査の方法 財務に関する事務の執行について、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、関係各課長等への質問調査を行った。
- (5) 監査の結果 監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。
なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

ア 総務部

以下の各課にかかる平成23年10月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

(ア) 総務課

- a 庁舎の目的外使用料の納入通知書において、年度当初に会計年度単位で定めた使用料の納期限が5月6日となっていた。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、指定すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ｂ 庁舎の目的外使用許可事務において、使用許可申請書に使用期間が記載されていないものや申請書に不備のあるものが見受けられた。

財務規則には、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的ほか財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 自治防災課

特に指摘する事項はなかった。

(ウ) 財政課

特に指摘する事項はなかった。

(エ) 税務課

特に指摘する事項はなかった。

イ 選挙管理委員会事務局

平成23年10月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。特に指摘する事項はなかった。

ウ 公平委員会事務局

平成23年10月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。特に指摘する事項はなかった。

エ 監査委員事務局

平成23年10月末現在における監査委員事務局及び固定資産評価審査委員会にかかる財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

以上が、総務部局等にかかる平成23年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

◎総括事項

今年度の監査にあたっては主に次の事項を主眼において実施した。

監査の主眼

- ・財務に関する事務の執行が適正に行われているか。
- ・予算執行が計画的にかつ効果的に進められているか。
- ・事務事業の執行において経済性、効率性を重視しているか。

今後も開かれた市政の推進と更なる効率的な行政運営の確立を目指し、内部統制を常に点検し、各課においては全ての事務事業における事業効果を検証したうえで、市民福祉の増進に努められることを強く望むものである。

2 行政監査の結果について

(1) 監査のテーマ 随意契約事務について

(2) 監査の目的

随意契約とは、競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に選定した特定の者を相

手として締結する契約のことである。

随意契約は、競争入札を原則とする地方公共団体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法である。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比べ手続きが簡略であること、また、契約の目的に適した業者を選定でき、履行の確実性が確保できるという利点がある。しかし、その運用を誤ると相手方の固定化を招き、しかも契約自体が情実に流され、公正を妨げる事態を生じさせるおそれがある。

については、随意契約の事務の内容を審査し、それら事務の適法性、公平性、効率性等を主眼に監査した。

(3) 着眼点

ア 関係法令等に基づき事務処理が適正にされているか。

(ア) 競争入札にすべきものはないか。

(イ) 随意契約の理由が記載されているか。

(ウ) 予定価格は設定されているか。

イ 業者見積もりによる場合、なるべく2人以上の者から見積書を徴しているか。

ウ 同様の業務内容に対して、契約間で積算単価に相違はないか。

エ 随意契約の理由は適正か。(地方自治法施行令第167条の2第1項の各号)

(ア) 第1号 予定価格が規則で定める金額以下のもの。

(イ) 第2号 性質又は目的が競争入札に適しないもの。

(ウ) 第3号 特定の施設等から規則で定める手続きにより物品等を調達する契約をするとき。

(エ) 第4号 特定の者が新商品として生産する物品を、規則で定める手続きにより買い入れる契約をするとき。

(オ) 第5号 緊急の必要によるもの。

(カ) 第6号 競争入札に付することが不利なもの。

(キ) 第7号 著しく有利な価格で契約できるもの。

(ク) 第8号 入札者又は落札者がいないとき。

(ケ) 第9号 落札者が契約を締結しないとき。

オ 一者特命の随意契約の場合、他の業者でもできる業務内容となっていないか。

カ 社会情勢の変化等に伴って随意契約の見直しがされているか。

(4) 監査の対象 平成23年4月1日から同年10月31日までの間に締結した随意契約、又は、効力を有している随意契約のうち、1件30万円（工事請負契約については50万円）以上の随意契約（単価契約については、年間支出予定総額で判断した）。

(5) 監査の期間 平成23年12月9日～平成24年2月13日

(6) 監査対象部局等 総務部（総務課、自治防災課、財政課、税務課）
選挙管理委員会事務局
公平委員会事務局
監査委員事務局

(7) 監査の方法 監査対象課等から提出された行政監査調書の中から、抽出を行い関係書類の提出を求め、関係各課長等への質問を行った。

(8) 随意契約事務の状況

行政監査調書の集計結果の概要は次のとおりであった。

ア 課等別随意契約状況について

総務部と各局等での随意契約の件数は、合計43件であった。各課等の状況は表1のとおりである。

総務課が30件（69.8%）で最も多いが、その主な要因は、施設の維持管理、機器・システム保守に係る業務委託によるものであった。

表1 課等別随意契約件数

課名	件数(件)	構成比(%)	内、1人から見積書徴した件数	
			件数(件)	構成比(%)
総務課	30	69.8	28	70.0
自治防災課	4	9.3	4	10.0
財政課	0	0.0	0	0.0
税務課	9	20.9	8	20.0
選挙管理委員会事務局	0	0.0	0	0.0
公平委員会事務局	0	0.0	0	0.0
監査委員事務局	0	0.0	0	0.0
合計	43	100	40	100

イ 見積書を徴した人数について（法的根拠規定別）

随意契約における見積書の徴集については、財務規則において、「なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」としている。

表2のとおり見積書を「1人」から徴しているものが最も多く全体の43件のうち、40件（93.0%）となっている。この40件のうち、法的根拠規定第2号が33件で82.5%、第5号が4件で10.0%であり他の条項を適用しているものが3件で7.5%となっている。

表2 見積書を徴した人数の法的根拠規定別件数 (単位：件)

根拠規定 見積書を徴した人数	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	合計	構成比 (%)
1人	2	33	0	0	4	1	0	0	0	40	93.0
2人	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2.3
3人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
4人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
5人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
6人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
徴していない	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	4.7
合計	2	36	0	0	4	1	0	0	0	43	100

- (9) 監査の結果 予定価格の設定内容及び随意契約の適用理由の適正について監査した結果、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善、検討を要する事項が認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

ア 予定価格は設定されているか。

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する場合にあらかじめ作成する契約価格の一応の基準となる価格である。

財務規則第116条第4項で一般競争入札の予定価格の設定規定に準じて予定価格を定めなければならないとしており、第110条第4項で予定価格を定める場合においては、「当該物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮しなければならない。」としている。

また、「予定価格の取扱いについて」（平成23年4月27日付け23執第1004号企画管理部長通知）で、3(2)予定価格の明示の方法①「(略) 予定価格調書を省略する場合においても、支出負担行為等において予定価格を明示するとともに、参考設計や参考見積りなど積算の根拠となるべき資料（設計者又は積算者及び検算者を明記すること）を付するものとする。」の規定がある。

なお、競争入札の予定価格と随意契約の予定価格の異なる点は、次のとおりである。

- (ア) 見積書の提出者と必ず契約を締結しなければならないということではないこと。
 (イ) 随意契約の予定価格は、競争契約の予定価格と違って、単なる契約基準にすぎないので、必ずしもこの制限内で契約を結ぶ必要がないこと。
 (ウ) 価格だけで有利な者と契約をする必要がないこと。

このように随意契約の性格からして予定価格の必要性というものは、競争入札の予定価格とは異なっているが、随意契約といえども地方公共団体にとって最も有利な者と契約するこ

とにおいてなんら変わるところはないので、予定価格を作成すべきである。

しかし、次のとおり予定価格が明確でないものがあった。

[総務課]

業務委託契約において決裁書に、「当該予算額をもって予定価格とする」と記載されていたものがあった。

については、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。

イ 随意契約の適用条項と理由は適正か。

随意契約によることができる場合については、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に規定されている。

予定価格が、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び別表第五に基づく地方公共団体の規則で定める金額以下の契約を締結する場合には随意契約によることができる。

第1号の趣旨は、契約事務の簡略化という考えのもとに、契約金額の少額のもの競争入札に付さないで良いとしたものである。つまり、第1号に該当する場合には、第2号以下の各号に規定する要件を充足するかどうかについて判断をする必要はない。

しかし、次のとおり第1号と第2号以下の該当の号を適用しているもの、又は第2号以下を適用しているものの中に予定価格が第1号の金額の範囲内のものがあった。

[総務課]

随意契約の適用条項において、第1号と第2号を適用していた。

また、予定価格が第1号の金額の範囲内のものであるが、第2号又は第5号を適用していた。

については、契約事務の簡略化の趣旨を理解し第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。

ウ 総括事項

随意契約は、競争の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法である。

一般競争入札を原則とする地方公共団体の契約の締結方法の例外であることを再認識しなければならない。

特命随意契約の場合においては、競争を通じた妥当性の検証が期待できないことからより慎重かつ厳正な運用を求められる。他社を排除しその1者を選定した具体的理由についても妥当性を判断するに足りる適切な理由を明確にし、透明性、公平性に留意されたい。

また、これらの契約事務執行にあたって、仕様書の内容の精査、予定価格の適正な設定、見積書徴集時には積算根拠がわかる見積書を徴集する等工夫し常にコスト意識を持ち経済性を追求されたい。

なお、昨年度に引続き随意契約事務について行政監査を実施し、他の部署においても契約事務全般にわたり適時点検するよう指導したところである。

しかしながら、繰り返し同様の指摘を行わなければならないことは遺憾である。再度、法令等に基づく事務の取り扱いを徹底されたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第4号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年2月28日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄

亀岡市監査委員 藤本 弘

1 定期監査の結果について

- (1) 監査の期間 平成23年12月16日～平成24年2月27日
- (2) 監査対象課 生涯学習部（市民協働課、人権啓発課、地球環境子ども村課）
- (3) 監査の対象 監査対象課にかかる平成23年度の財務に関する事務の執行について
- (4) 監査の方法 財務に関する事務の執行について、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、関係各課長等への質問調査を行った。
- (5) 監査の結果 監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。
なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

ア 市民協働課

特に指摘する事項はなかった。

イ 人権啓発課

目的外使用許可物件の占用料において、年度当初に会計年度単位で定めた占用料の納期限が財務規則に定めた納期限ではなかった。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、指定すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ 地球環境子ども村課

特に指摘する事項はなかった。

以上が、生涯学習部にかかる平成23年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

◎総括事項

今年度の監査にあたっては主に次の事項を主眼において実施した。

監査の主眼

- ・財務に関する事務の執行が適正に行われているか。
- ・予算執行が計画的にかつ効果的に進められているか。
- ・事務事業の執行において経済性、効率性を重視しているか。

今回の監査対象部について、施設の目的外使用許可事務にかかる書類の整備が不十分である

ものが見受けられた。

また、一部の文化センターにおいて、分任事務でないコピー実費分の取り扱いが見受けられた。施設の使用許可事務及び現金の取り扱い事務については、規定に基づき適正な事務処理に努めるとともに、今後も市民サービスの向上を図るべく申請手続き及び事務効率の改善を含め検討し、円滑な施設管理・運営及び現金の適正な管理に努められたい。

なお、今後の監査において指摘した中に、申請書類の宛名等記載事項に不適切なものが見受けられた。受付時の確認は勿論、特に決裁段階においてのチェック機能を果たし、内部統制にも十分に留意したうえで適切な事務執行となるよう努められたい。

2 行政監査の結果について

(1) 監査のテーマ 随意契約事務について

(2) 監査の目的

随意契約とは、競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に選定した特定の者を相手として締結する契約のことである。

随意契約は、競争入札を原則とする地方公共団体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法である。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比べ手続きが簡略であること、また、契約の目的に適した業者を選定でき、履行の確実性が確保できるという利点がある。しかし、その運用を誤ると相手方の固定化を招き、しかも契約自体が情実に流され、公正を妨げる事態を生じさせるおそれがある。

については、随意契約の事務の内容を審査し、それら事務の適法性、公平性、効率性等を主眼に監査した。

(3) 着眼点

ア 関係法令等に基づき事務処理が適正にされているか。

(ア) 競争入札にすべきものはないか。

(イ) 随意契約の理由が記載されているか。

(ウ) 予定価格は設定されているか。

イ 業者見積もりによる場合、なるべく2人以上の者から見積書を徴しているか。

ウ 同様の業務内容に対して、契約間で積算単価に相違はないか。

エ 随意契約の理由は適正か。(地方自治法施行令第167条の2第1項の各号)

(ア) 第1号 予定価格が規則で定める金額以下のもの。

(イ) 第2号 性質又は目的が競争入札に適しないもの。

(ウ) 第3号 特定の施設等から規則で定める手続きにより物品等を調達する契約をするとき。

(エ) 第4号 特定の者が新商品として生産する物品を、規則で定める手続きにより買入れる契約をするとき。

(オ) 第5号 緊急の必要によるもの。

(カ) 第6号 競争入札に付することが不利なもの。

(キ) 第7号 著しく有利な価格で契約できるもの。

- (ク) 第8号 入札者又は落札者がいないとき。
 (ケ) 第9号 落札者が契約を締結しないとき。
 オ 一者特命の随意契約の場合、他の業者でもできる業務内容となっていないか。
 カ 社会情勢の変化等に伴って随意契約の見直しがされているか。
- (4) 監査の対象 平成23年4月1日から同年11月30日までの間に締結した随意契約、又は、効力を有している随意契約のうち、1件30万円（工事請負契約については50万円）以上の随意契約（単価契約については、年間支出予定総額で判断した）。
- (5) 監査の期間 平成23年12月16日～平成24年2月27日
- (6) 監査対象課 生涯学習部（市民協働課、人権啓発課、地球環境子ども村課）
- (7) 監査の方法 監査対象課等から提出された行政監査調書の中から、抽出を行い関係書類の提出を求め、関係各課長等への質問を行った。

(8) 随意契約事務の状況

行政監査調書の集計結果の概要は次のとおりであった。

ア 課別随意契約状況について

生涯学習部での随意契約の件数は、合計20件であった。各課の状況は表1のとおりである。人権啓発課が15件（75.0%）で最も多いが、その主な要因は、施設の維持管理に係る業務委託によるものであった。

表1 課別随意契約件数

課名	件数（件）	構成比（%）	内、1人から見積書徴した件数	
			件数（件）	構成比（%）
市民協働課	5	25.0	4	25.0
人権啓発課	15	75.0	12	75.0
地球環境子ども村課	0	0.0	0	0.0
合計	20	100	16	100

イ 見積書を徴した人数について（法的根拠規定別）

随意契約における見積書の徴集については、財務規則において、「なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」としている。

表2のとおり見積書を「1人」から徴しているものが最も多く全体の20件のうち、16件（80.0%）となっている。この16件のうち、法的根拠規定第2号が10件で62.5%であり、他の条項を適用しているものが6件で37.5%となっている。

表2 見積書を徴した人数の法的根拠規定別件数 (単位：件)

根拠規定 見積書を徴した人数	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	合計	構成比 (%)
1人	2	10	2	0	0	2	0	0	0	16	80.0
2人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
3人	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5.0
4人	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	10.0
5人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
6人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
徴していない	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	5.0
合計	3	11	2	0	2	2	0	0	0	20	100

(9) 監査の結果 随意契約理由の記載状況、予定価格の設定内容及び随意契約の適用理由の適正について監査した結果、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善、検討を要する事項が認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

ア 随意契約理由が決裁書類に記載されているか。

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令で明示されており、一般競争入札による以外はその理由がなければならない。

したがって、随意契約とする理由及び適用条項を決裁書類に記載するのが適当である。

しかし、決裁書類に適用条項が記載されていないものがあった。

[人権啓発課]

施設管理業務委託契約において、決裁書類に随意契約の適用条項が記載されていなかった。については、決裁書類に随意契約とする適用条項を記載されたい。

イ 予定価格は設定されているか。

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する場合にあらかじめ作成する契約価格の一応の基準となる価格である。

財務規則第116条第4項で一般競争入札の予定価格の設定規定に準じて予定価格を定めなければならないとしており、第110条第4項で予定価格を定める場合においては、「当該物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮しなければならない。」としている。

また、「予定価格の取扱いについて」（平成23年4月27日付け23執第1004号企画管理部長通知）で、3(2)予定価格の明示の方法①「(略) 予定価格調書を省略する場合においても、支出負担行為等において予定価格を明示するとともに、参考設計や参考見積りなど積算の根拠となるべき資料（設計者又は積算者及び検算者を明記すること）を付するものとする。」

の規定がある。

なお、競争入札の予定価格と随意契約の予定価格の異なる点は、次のとおりである。

- (ア) 見積書の提出者と必ず契約を締結しなければならないということではないこと。
- (イ) 随意契約の予定価格は、競争契約の予定価格と違って、単なる契約基準にすぎないので、必ずしもこの制限内で契約を結ぶ必要がないこと。
- (ウ) 価格だけで有利な者と契約をする必要がないこと。

このように随意契約の性格からして予定価格の必要性というものは、競争入札の予定価格とは異なっているが、随意契約といえども地方公共団体にとって最も有利な者と契約することにおいてなんら変わるところはないので、予定価格を作成すべきである。

しかし、次のとおり予定価格が設定されていないものがあった。

〔市民協働課〕

決裁書に、「予定価格を省略」と記載されているものがあった。

〔人権啓発課〕

決裁書に「業務委託料等」とあるものの、予定価格が記載されていないものがあった。

については、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。

ウ 随意契約の適用条項と理由は適正か。

随意契約によることができる場合については、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に規定されている。

予定価格が、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び別表第五に基づく地方公共団体の規則で定める金額以下の契約を締結する場合には随意契約によることができる。

第1号の趣旨は、契約事務の簡略化という考えのもとに、契約金額の少額のものには競争入札に付さないで良いとしたものである。つまり、第1号に該当する場合には、第2号以下の各号に規定する要件を充足するかどうかについて判断をする必要はない。

しかし、次のとおり第2号以下を適用しているものの中に予定価格が第1号の金額の範囲内のものがあった。

〔人権啓発課〕

予定価格が第1号の金額の範囲内のものであるが、第2号を適用しているものがあった。

については、契約事務の簡略化の趣旨を理解し第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。

エ 総括事項

随意契約は、競争の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法である。

一般競争入札を原則とする地方公共団体の契約の締結方法の例外であることを再認識しなければならない。

特命随意契約の場合においては、競争を通じた妥当性の検証が期待できないことからより慎重かつ厳正な運用を求められる。他社を排除しその1者を選定した具体的理由についても妥当性を判断するに足りる適切な理由を明確にし、透明性、公平性に留意されたい。

また、これらの契約事務執行にあたって、仕様書の内容の精査、予定価格の適正な設定、見積書徴集時には積算根拠がわかる見積書を徴収する等工夫し常にコスト意識を持ち経済性を追求されたい。

地方自治法第208条で、会計年度独立の原則を定めており、契約締結期間は原則本年度限りである。

しかし、この原則を貫徹するとかえって不経済、非効率を生じさせる場合があり、例外として債務負担行為及び長期継続契約などが定められている。

については、次年度以降予算の裏付けのない契約において、契約期間の自動更新条項を規定しているものは、地方自治法に基づき実態に即した適正な契約方法となるよう検討し、契約額の見直す機会を確保するとともに、事務の効率化を図られたい。

なお、昨年度に引続き随意契約事務について行政監査を実施し、他の部署においても契約事務全般にわたり適時点検するよう指導したところである。

しかしながら、繰り返し同様の指摘を行わなければならないことは遺憾である。再度、法令等に基づく事務の取り扱いを徹底されたい。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第7号

農業委員会等に関する法律第11条において
準用する公職選挙法第23条第1項の規定に基
づき、平成24年1月1日現在調製の亀岡市農
業委員会委員選挙人名簿を次のとおり縦覧に供
する。

平成24年2月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

- 縦覧の期間 平成24年2月23日から
平成24年3月8日
- 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法第17条第2項による市の投票区を定める告示（昭和43年亀岡市選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

平成24年2月21日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

公職選挙法第17条第2項による市の投票区を定める告示（昭和43年亀岡市選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

「

第37投票区	篠町のうち 王子（第44投票区に属する区域を除く。）、篠、山本、馬堀駅前2丁目、見晴1丁目から7丁目まで、夕日ヶ丘1丁目及び2丁目の区域
第38投票区	篠町のうち 森、広田（第41投票区に属する区域を除く。）、広田2丁目（第41投票区に属する区域を除く。）、広田3丁目、浄法寺（第39投票区に属する区域及び第41投票区に属する区域を除く。）の区域及び東つつじヶ丘の区域

」

を

「

第37投票区	篠町のうち 王子（第44投票区に属する区域を除く。）、篠（第38投票区に属する区域を除く。）、山本、馬堀駅前2丁目、見晴1丁目から7丁目まで、夕日ヶ丘1丁目及び2丁目の区域
第38投票区	篠町のうち 篠の一部の区域、森、広田（第41投票区に属する区域を除く。）、広田2丁目（第41投票区に属する区域を除く。）、広田3丁目、浄法寺（第39投票区に属する区域及び第41投票区に属する区域を除く。）の区域及び東つつじヶ丘の区域

」

に改める。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第9号

平成24年3月2日定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成24年2月28日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成24年3月3日から
同月7日

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市上水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年2月15日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第1号

亀岡市上水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

亀岡市上水道事業給水条例施行規程（昭和58年亀岡市公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条の2」を「第34条の3」に、「第32条―第34条」を「第32条―第34条の2」に改める。

第34条の2を第34条の3とし、第5章中第34条の次に次の1条を加える。

（水道未普及地域加入金）

第34条の2 条例第14条の3第2項に規定する管理者が定める水道未普及地域加入金の額は、次のとおりとする。

給水区域	加入金の額
畑野町の一部の区域内	980,000円

附 則

この規程は、水道法（昭和32年法律第177号）第13条第1項の規定に基づく届出を行った日から施行する。

「揭示済」

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年2月15日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第2号

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（昭和57年亀岡市水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「様」を「（宛先）」に改める。

別記第4号様式中「亀岡市長 印」を「 印」に、「亀岡市長と」を「亀岡市上下水道事業管理者と」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 管理者を置かない場合には、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「亀岡市上下水道事業管理者と」とあるのは「亀岡市長と」と、「裁決」とあるのは「決定」と書き替えて使用すること。

別記第5号様式中「亀岡市長」を削る。

別記第6号様式中「様」を「（宛先）」に改める。

別記第7号様式中「上記の金額を至急お納めください。 亀岡市長」を「上記の金額を至急お納めください。」に、「亀岡市長と」を「亀岡市上下水道事業管理者と」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 管理者を置かない場合には、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「亀岡市上下水道事業管理者と」とあるのは「亀岡市長と」と、「裁決」とあるのは「決定」と書き替えて使用すること。

別記第8号様式中「様」を「（宛先）」に改める。

別記第9号様式中「亀岡市長 印」を「 印」に改める。

別記第11号様式中「様」を「（宛先）」に改める。

別記第12号様式中「亀岡市長 印」を「 印」に改める。

別記第14号様式中「亀岡市長と」を「亀岡市上下水道事業管理者と」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 管理者を置かない場合には、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「亀岡市上下水道事業管理者と」とあるのは「亀岡市長と」と、「裁決」とあるのは「決定」と書き替えて使用すること。

別記第15号様式中「亀岡市上下水道管理者様」を「（宛先）」に改める。

別記第17号様式中「様」を「（宛先）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市上下水道部告示第1号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

平成24年2月15日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成24年2月15日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名		住所
273	有限会社シミズ建設工業	代表取締役	清水 久良	亀岡市千歳町千歳上ノ所8番地

「揭示済」

公 告

亀岡市上下水道部公告第1号

下水道法第4条第1項の規定により亀岡市公共下水道の事業計画を変更しようとするので、同法施行令第3条の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

平成24年2月29日

亀岡市長 栗山正隆

1 下水道の名称

亀岡市公共下水道

2 予定処理区域

亀岡市北町、西町、紺屋町、本町、柳町、塩屋町、矢田町、新町、内丸町、横町、旅籠町、呉服町、京町、西堅町、東堅町、突抜町、河原町、南郷町、荒塚町、大井町並河1丁目、並河2丁目、並河3丁目、北河原町1丁目、北河原町2丁目、西つつじヶ丘五月台1丁目、五月台2丁目、雲仙台1丁目、雲仙台2丁目、大山台1丁目、大山台2丁目、霧島台1丁目、霧島台2丁目、美山台1丁目、美山台2丁目、南つつじヶ丘大葉台1丁目、大葉台2丁目、桜台1丁目、桜台2丁目、桜台3丁目、桜台4丁目、桜台5丁目、東つつじヶ丘都台1丁目、都台2丁目、都台3丁目、曙台1丁目、曙台2丁目、曙台3丁目、曙台4丁目、篠町広田1丁目、広田2丁目、広田3丁目、見晴1丁目、見晴2丁目、見晴3丁目、見晴4丁目、見晴5丁目、見晴6丁目、見晴7丁

目、夕日ヶ丘1丁目、夕日ヶ丘2丁目、馬堀駅前1丁目、馬堀駅前2丁目、野条、荒塚町1丁目、荒塚町2丁目、下矢田町1丁目、下矢田町2丁目、下矢田町3丁目、下矢田町4丁目、古世町1丁目、古世町2丁目、古世町3丁目、北古世町1丁目、北古世町2丁目、三宅町1丁目、三宅町2丁目、大井町土田1丁目、土田2丁目、土田3丁目、小金岐1丁目、小金岐2丁目、小金岐3丁目、小金岐4丁目、千代川町日吉台、千原1丁目、千原2丁目、今津1丁目、今津2丁目、今津3丁目、小川1丁目、小川2丁目、小川3丁目、安町、余部町、下矢田町、中矢田町、上矢田町、古世町、三宅町、追分町、大井町小金岐、南金岐、北金岐、並河、かすみヶ丘、千代川町小林、千原、拝田、北ノ庄、湯井、高野林、川関、宇津根町、篠町柏原、王子、森、山本、馬堀、篠、広田、浄法寺、曾我部町重利、穴太、西条、南条、寺、春日部、中、法貴、犬飼、稗田野町佐伯、天川、太田、鹿谷、柿花、奥条、芦ノ山、吉川町穴川、吉田地内の各一部又全部。

3 予定排水区域

1,439ha

4 工事着手及び完成予定年月日

工事着手年月日

昭和49年12月12日

工事完成予定年月日

平成28年3月31日

5 事業計画案の縦覧場所

亀岡市北古世町1丁目2番5号

亀岡市上下水道部下水道課

6 縦覧期間

平成24年2月29日から

平成24年3月14日

「揭示済」